

あり、小川温泉に於ては一二・二籽を送湯して一〇〇米に對する減温量は平均僅に攝氏〇・一九度である。但し、これ等の減温率につきては多少の疑ひを有し、殊に小川温泉の場合は減温

率稍小に過ぐるが如く思はれる。何れにしてもこの種の研究が更に行はれて、山地其他僻地の温泉の利用が一層廣まり行くことは望まじき次である。(完)

能登鹽田の地理學的考察

(遺物的産業の研究 一)

吉 崎 正 松

目 次

- 一、緒 言
- 二、製鹽地域
- 三、製鹽季
- 四、製鹽様式
 - 1、鹹水採取の様式
 - 2、鹹水煮熬の様式
 - 3、製鹽業者の勞力分配
- 五、消費狀況

- 1、消費圈
- 2、輸送系統
- 3、販賣單位及び用途
- 六、史的瞥見——退歩的文化景局
- 七、鹽田整理の經濟的影響と景觀變化
- 八、結 言

一、緒 言

我が内地には歐米各國の如く岩鹽なく、又天然濃厚鹹水等の鹽生産に適することなく、製鹽

の原料は全く海水であり、而も天日製鹽の如きも行はれ難い天候のもとにある。随つてこの海水中の水分を驅逐する手段として雨天勝ちなる天候を巧に利用して濃き鹹水を得んがために砂媒式鹽田法とも云ふべき現在の内地鹽田製鹽法が發達するに至つたものであるが、種々な地理的要件により我が内地製鹽の九六・三%は實に瀬戸内海沿岸以外に於いて行はれるのである。この瀬戸内海沿岸以外の製鹽地帯として西南に鹿兒島、沖繩の海岸、東北には愛知、宮城、石川の諸海岸があつて殘餘の三・七%を滿してゐるに過ぎない(第一表)。

石川縣の鹽田は全部能登半島先端部に存し仙臺灣岸にある宮城縣の鹽田と共に本邦製鹽地帯の最北最東に屬するもので、そこに地理的位置海岸地形、氣候等に基因する種々なる特色を持つてゐる。而してこの所謂能登鹽田も將に絶滅せんとするの機運にある。即ち遺物的産業としてその形骸を残してゐるものである。以下この

能登鹽田につき地理的の考察をすゝめて見ることとする。

第一表

昭和五年度鹽業統計 (昭和五年度專賣局事業實績一覽ニ依ル)

地方專賣局	仙臺	名古屋	金澤	大阪	岡山	廣島
同張所出	直轄	直轄	飯田	赤穂鹽	牛窓野島	尾道原田生松
鹽田別	四二	八五〇	二一	三三六四七	一一四八二四〇〇	一一三九二二六六六
鹽製造人員	一八八	四一三八	二八九	一七九三	二五四一九九七六	一一四六四七四三三
鹽收納高	八六六一	一三二六五四	三四〇三	七六七六五四	一五三一一四七〇九六五〇	二七二二三三三三三
鹽田	陸田前	尾張三河鹽田	能登鹽田			鹽田十州

坂出	徳島	福岡	鹿兒島	計
直轄 高松 土庄 託波 多喜濱	直轄 撫養 養轄	高田	直轄 那國 那分轄	
二六 一九 七五 四三 五五	三三 三四 四六	一四 三八	五二 三三 一七	四五 七〇
一四 一四 一四 一三 一三	一三 一〇 〇〇	一四 四五	四二 六四 七二 〇一	三三 三九 六一 一〇 四七 五五 五六
一六 八八 六八 七二 九二 七三 六九 二二	八〇 五〇 八〇 一六 四四	二三 〇八 八一	三三 八八 一一 九二	薩摩 鹽田 球摩

備考 計ハ反別一町未滿ノ小鹽田ヲモ含ムニヨリ幾分大トナツテキル。

直轄トイフハ地方專賣局ノ直轄、該鹽田ハ地方專賣局所在地附近ニアリ。

二、製鹽地域

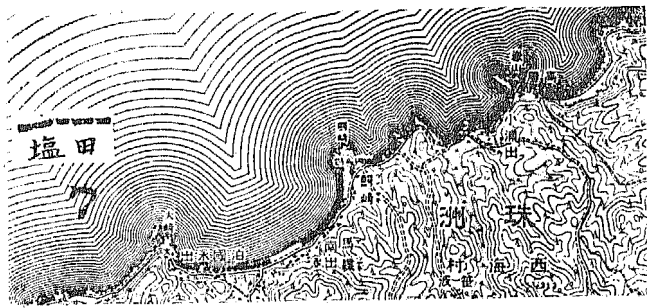
能登鹽田は大藏省の整理その他のため漸次縮小され、現今ではわづかに能登半島の最先端地域而も外浦―半島の外側海岸―の地域に残存しその原始的な製鹽の面影を止めてゐる（第一圖）。

第一圖 鹽田分布圖



高度七〇米乃至一〇〇米の段丘は急崖をなして海に面接してゐるが、その段丘崖の裾に更に極めて低い、海面上二―三米の狭小な段丘が附加されてゐる。その表面が鹽田に利用されてゐるのである。而して背後の高段丘は雜木林に蔽はれ製鹽に要する燃料を供給してゐる。聚落は低小段丘の高段

第二圖 製鹽地域の一部



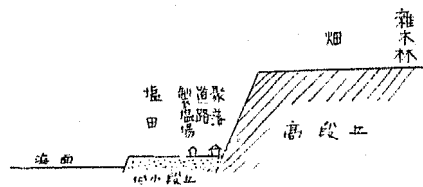
能登鹽田の地理學的考察

丘に接する部に位置する(第二、第三圖)。海岸は一般に變化に乏しいと云ふべきであるが諸所に突角があつて突角は海波の浸蝕に放任

せられて絶壁を呈するが、突角以外の部分はよく上述の低小段丘が保存されてゐる。随つて鹽田の分布形態も斷續的となり、東は高屋より西は町野川低地海岸の大川に至るまで鹽田は狭長矩形の破線的水分型を呈するに至つたのである。勿論町野川

第三圖

製鹽地域の土地利用模式圖



河口附近の鹽田は段丘を利用するものではない。

鹽田そのものは製鹽の性質上一地域に於いてその面積におのづから限度があり海岸よりの距離にある制限があるとは云へ、本地域に於いては上述の如く低小段丘を利用する關係上特に面的、集積的な廣大な面積にわたる鹽田をこしらへるといふことは絶對不可能であり二—三〇〇歩の鹽田が一枚々々海岸に並列してゐる状態で巾は平均四〇米内外に過ぎないのである。而も海岸突角と水田の介在により分散的となつてゐるのは已むを得ない。

昭和六年度に於ける鹽田反別、鹽製造人員(製鹽許可者で製鹽戸數と見ても差支ない。従業し

てゐても家族や雇庸人の數は加はらない。製鹽場數(製鹽釜屋の數)釜數を示すと次表の通りで

第二表

鹽田反別	鹽製造人員	製鹽場數	釜數
二七・八六町	三一〇人	二一八	二五七

鹽田反別に比して鹽製造人員や製鹽場數の多いことはその製鹽規模の小なるを物語るものであらう。そのことは次の比較表に依り一層明瞭となる。

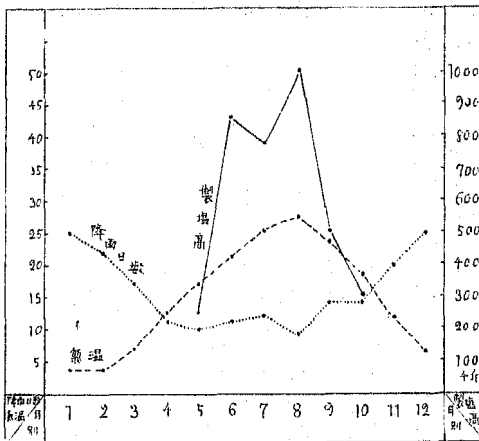
第三表

能登鹽田	十州鹽田	鹽製造人員一人ニツキ	鹽田反別	製鹽場數一人ニツキ	鹽田反別
〇・〇九町	二・八六	32:1	〇・一二八町	二・〇〇〇	16:1

三、製鹽季

現存せる製鹽地域の既往五ケ年間(昭和五年以前)に於ける年平均製鹽高(大谷派出所管轄區域)は三、七〇七、一六一斤で、月別の製鹽高

第四圖



氣温及ビ降雨日數ハ飯田ニ於ケル觀測ニ依ル

は第四圖に示す通でそれに依ると製鹽季は五月より十月までであることが知れる。之は全く氣候に原因するものでグラフの指示線が孤立缺頂塔形を呈してゐるのを見る。冬季の暴波のため鹽田の端が崩壊し製鹽初めに修繕するため田中啓爾先生によつて塞河原式鹽田と呼ばれてゐる。(7)

氣候に制約せられて冬季に製鹽が永く斷絶す

るのは誠に已むを得ないことで、氣溫も低く太陽の光熱も弱いと云ふばかりでなく、冬雪夏乾の裏日本式の氣候型が全く冬季の製鹽を不可能ならしめてゐるのである。然し夏乾といふことは製鹽に頗る便宜を與へてゐる。太陽の光熱の強い夏季に降雨が少いことは本地域の製鹽に甚だ好都合なのである。七月の製鹽高が八月六月のそれより小であるのも同様氣候の影響で降雨日數、降雨量のより大なる結果である。降雨の時は製鹽は勿論停止せられ、晴れて製鹽が開始されるに至つても海水の鹹度が幾分小となつてゐるのと鹽田に雨水が浸みこんでゐることが製鹽高をして甚しく減少させるのである。

四、製鹽樣式

鹹水採取の樣式 鹽田が段丘を利用してつくられてあることは鹹水の採取樣式をして本邦の殆ど總べての製鹽地帯に行はれるところの入濱鹽田法に依ることを不可能ならしめてゐる。鹽田が海面より二―三米も高いことは鹹水の採取

に特に大いなる肉體勞働を要し、所謂揚濱鹽田法たらざるを得ないのである。揚濱鹽田は本邦に於いては本地域と薩摩琉球鹽田の一部に存するのみで、海水を桶に汲入れて鹽田へ棒で擔上げる勞苦は察するに餘ある。西部の眞浦に只一個だけポンプで汲上げてゐるのは一進化型と見られるが、それは段丘の高度が大であつて人力に依る汲上げが不能であるといふその地形に基づく採鹹形態の一表現であることを意味する。

鹽田は粘土を以て固めてあり、その上に薄く海砂が撒布され汲上げられた海水はその砂の上に乗られる。

放置しておけば日光、風力によつて次第に乾燥し鹽分のみがこの撒砂に蓄積される。勿論この場合乾燥を一層速ならしめるために人力を以て撒砂を一日數回攪拌する。かくて鹽分が撒砂に蓄積した頃を見計らひ之を寄せあつめて「垂船」と呼ばれる浸出裝置に入れられる。而して前日汲上げて置いた海水―藻垂モシヅナ又

はアイといはれ鹽分が稍濃い——を以て附着鹽分を溶解浸出して濃い鹹水がこゝに得られるのである。

鹹水煮熬の様式 鹹水を煮つめて食鹽を結晶析出させるに本地域に於いては平釜法によつて居り、他地域に於けるST式法、カナワ法、眞空式法に比べれば極めて原始的である。鹹水の煮詰を行ふ釜屋——製鹽場——は普通四間に五間位の茅葺又は藁葺の小屋でその内部に竈をつくり之に煮熬釜をかけ別に小屋には煙突はない。内部の一侧には居出場があり、他地域の製鹽場の石炭置場の代りに薪置場がある。薪は背後の高段丘上より伐出せられ、道路不完全な本地域の陸上唯一の運輸機關たる牛背に依つてもたらされる。運賃を得んとしてこの運搬を生業としてゐるものさへある。

濾過器を通して清澄にされたもの——濾過器を持つ釜屋と持たない釜屋とがある——が煮熬釜で煮詰められるのである。鹹水沸騰の際多量

の硫酸石灰が析出するが之を可及的に除いて更に煮詰をつゞけ殆ど釜中に水分のなきに至り鹽をかきよせて取りあげ居出場に移して母液を滴下せしめて乾燥させる。乾燥したものは吟に入れて包装する。

天氣の良好な日には二〇〇歩の鹽田に一八〇斤の收穫があるさうである。夕暮各所の原始的な釜屋より靜に煙の立ちのぼるその製鹽景觀に特殊な妙趣が味ははれ、云ひ難い感興がわくのである。誠に太古そのもののやうな感じが與へられる。

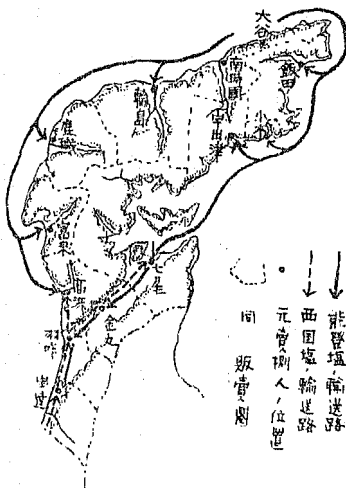
製鹽業者の勞力分配 製鹽業が天候に不離の

關係ある以上、一日中の各時間のその需要勞力は平等でない。午前中は家族の中、男一人が海水を鹽田に搬き、その間他の者は背後の高段丘上の畑の麥作、大豆作に従ふのを普通とし、午後は老人から女子供に至るまで家内總出で集砂以下の仕事に熱中多忙を極める。又、一年について眺めても需要勞力は頗る不平均なることは云

即ちその消費圏を見るに、實に局限されたもので半島の先端地域に位置し随つて交通状態に左右せられ而も少量しか産しない本地域の鹽が全く能登地方に消費せられ特に奥能登がその大部を消費すると云ふことは誠に當然といふべきであらう。能登鹽取扱の元賣捌人の位置及びその各販賣高、販賣圏を示すと第五圖の如くで、それに依ると奥能登は全部能登鹽のみを消費し、半島頸部たる中能登及び口能登は能登鹽と西國鹽との消費圏の交錯地域をなし二者の並立消費地域であることが判然する。その事は云ふまでもなく地理的位置の然らしむる所である。

輸送系統 能登鹽の、生産地域より消費地域への輸送に於て陸上運輸の不便な結果船舶に依るの外なく、その輸送系統は二つに分れ、各元賣捌人は發動機船又は和船を製鹽地域へ廻漕せしめて取寄せてゐる状態である(第六圖)。西國鹽の配給譲受は元賣捌人が鐵道輸送の便ある地に位置してゐると云ふことを條件としてゐる。

第六圖
能登鹽及西國鹽の輸送路



鐵道便のない地の元賣捌人は全部能登鹽のみを取扱ひ西國鹽は微量だに之を入手販賣してゐないのである。然し船舶輸送に依つて七尾港に上陸した能登鹽が更に鐵道運送によつて口能登の金丸、羽咋、寶達の高元賣捌人の手に入るのを見る。つまり金澤官庫より北進し羽咋にて分岐した西國鹽輸送路の北端をなすものが七尾と高濱であり、能登鹽輸送路の中、外浦海岸に沿ふものは高濱を以て南端とし、内浦海岸に沿ふものは七尾に於て水陸二輸送路の仲繼が行はれて寶達を以てその南端としてゐるのである。

即ち能登鹽消費圏の最南限界がこゝに存し加賀にまで進出してゐないのを見る。而して能登鹽と西國鹽との交錯消費圏内に於ては元賣捌人の鹽購入價格は運賃の關係上能登鹽は西國鹽より稍高いのである。専賣局官庫より譲渡される時の價格には兩者ちがひがない。故にその地の元賣捌人は當然價格の安い西國鹽のみを買ふべきであらう。併し右の如く元賣捌人が二者の譲渡を受けてゐるといふことは専賣局の能登鹽配給統制の關係もあるとは云へ、又居住民の舊來の嗜好にも依ると云ふ事實をも大いに一考すべきであらう。居住民は能登鹽を以て西國鹽より味が、あると評してゐる。のみならず能登鹽は結晶が粗いので使用するのに量^{カチ}があり又魚類の鹽藏等には萬遍に附着して都合よく且魚類の肉の色合も西國鹽を用ゐたよりもよく、肉のしまりやうも亦極めて良好だとの評がある。

販賣單位及び用途 元賣捌人の位置が小賣人への配給に最も便宜な各地理區の核心聚落とも

云ふべき地を占めてゐることは誠に興味あることで、たゞ邑知潟地滯帶は餘りに廣過ぎるため三分されて、その兩端の七尾と羽咋、それに中間の金丸に位置することは寧ろ當然の結果である。

之等の鹽の多くが日本全國の統計と同様漬物用及び味噌醬油製造に消費せられることはそれが我が日本人の生活必需品であり食用に缺くべからざるものとしての普遍的なものに屬することを示すものであり、漁獲物鹽藏にも亦多く用ゐられることは瀬海率がたゞ漁業の盛んなこの半島たる本消費地域の特性であらうし、又選種用として多少使はれることをも見逃してはならない。

更に之を月別に眺めると總計に於ても又各用途についてもそれ／＼特色ある季節的偏在現象を見せて甚だ興味深いものがある(第四表)。

第四表

能登鹽用途別及月別消費高（單位千斤）

用途	月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一	二	三	計
漬物		五〇・七	四〇・七	五〇・三	五七・五	六〇・七	二六・二	二二・九	二七・八	一四九・二	六六・六	五五・四	六〇・七	二八二・五
醬油製造		一七・九	二五・九	二五・四	三〇・六	三八・七	三三・五	二八・五	三〇・四	二〇・三	一八・三	九・八	一〇〇・〇	三三三・二
味噌製造		四三・六	三三・三	三六・三	三三・九	三三・五	四四・三	一四七・二	一五四・八	一五九・八	九四・九	七三・三	六六・七	九〇二・二
麵類製造		〇・三	〇・三	〇・五	〇・七	〇・七	〇・六	〇・八	〇・八	〇・三	〇・五	〇・五	〇・三	六・二
漁獲物鹽藏		四八・七	九七・五	一七四・〇	六六・八	五四・一	一八二・二	一〇・八	一九・四	七二・二	二二・三	一四四・〇	三五・五	七六七・三
選種		二・二	〇・四	〇・一	〇・一	—	—	〇・九	一・五	—	—	一・六	四・九	二二・七
家畜用		八・五	八・六	八・五	八・三	八・六	八・七	一〇・四	八・八	九・二	一〇・三	九・五	一〇・三	一〇九・六
獸皮保存		—	—	—	—	—	—	—	—	〇・二	〇・一	—	〇・一	〇・三
ソノ他		〇・八	〇・七	〇・九	二・	二・三	二・七	二・三	二・三	一・八	二・〇	一・四	一・五	一八・七
計		二七四・七	二四四・四	二五五・九	一三三・一	一八七・四	二二二・〇	二六四・六	四九〇・七	四二七・七	三三五・八	二九四・五	二九八・八	三三三〇・四

備考 一〇斤以下ハ四捨五入

六、史的瞥見

交通運輸の不便な時代、自給自足的な經濟の時代―若し相互依存の經濟、交換經濟が行はれたとしてもそれが局部的小範圍の地域に止つた

時代―に於いては製鹽可能な何れの海岸の聚落と雖も多かれ少かれ之に従事しないものは殆どなかつたであらう。全國各地の海岸に「釜」、「釜屋」、「鹽釜」なる地名の存するを見るのはそれを

物語るものであらう。能登鹽田もかくして遠く發生したものであらうが、徳川時代各藩の自給自足努力は加賀藩に於ても之の奨励保護政策となり前田氏第三代利常以來その經營に力を用ゐるに至つて遂に鹽は藩の專賣となつた。

當時、藩には御鹽奉行、御鹽裁許人、小代官、製鹽吟味人といふ諸役がゐて鹽の收納販賣事務の處理監督に當り、地方民よりは製鹽取締役、製鹽相見役、枿取役、鹽問屋等の吏員を取立て實際業務に従はさせた。

鹽業保護の手段として、製鹽業者の翌年の製鹽高豫定により鹽九俵(五斗入俵)に付き玄米一石の割合を以て前年度に之を給付し翌年の産鹽を以て償却させ、尙、産鹽に剩餘があつた時は鹽八俵又は八俵半につき玄米一石を給與した。つまり藩は豫め賠償をなし製鹽業者の翌年の生産費にあてさせ、賠償方法は米鹽交換に依つたのである。

加賀藩に收納した能登鹽の額は天候の良否そ

の他によつて一定しないが珠洲郡に於ては年平均二四萬俵で(第五表)、鳳至郡はその三分の一、羽咋郡は一〇分の一、鹿島郡は三〇分の一の割合であつたと云はれる。加賀の一部にも鹽田は存したけれども製鹽高は能登鹽田に比して問題でなかつたらしい。加賀の鹽田は明治四十三年まで續いたが、鹽田整理に依つて廢止された。當時の製鹽額は能登鹽田の一%餘りに過ぎない。且明治初年からはさほど急減してはゐないから徳川時代に於てもそれと大したちがひはないものと考へられる。手取川口以南の海岸聚落到吉原釜屋、大釜屋、中釜屋、燒釜屋、道林釜屋、山口釜屋、鹽濱、小鹽等製鹽關係の名のついたものが多い。

第五表

珠洲郡鹽出來高(文政一三年六月多田氏舊記に依る)

文政三年	一九六、一一七俵(五斗入俵)
文政四年	二九〇、九一二
文政五年	二一三、〇五三
文政六年	二八〇、六二九

文政七年	二三三、四二〇
文政八年	二一三、六〇四
文政九年	二五三、二七一
文政一〇年	二〇九、〇九七
文政一一年	二三三、九一二
文政一二年	二五六、〇一三

かく加賀藩の保護政策に依り地方製鹽業者は藩制を守り一定の鹽を納付すれば何等の生活の不安がなかつた。併しながら廢藩と共に放任せられ鹽價は米價に伴はず當業者は勞働者を使役することが出來ないで業務は漸次下級者に移るの傾向が生じ益々小單位經營となりその結果製鹽戸數は増加したけれども生産額は却つて減少した。單にそれだけではなく藩の保護が全く絶えて資金を仰ぐ途を失つた製鹽業者は一般に破産に至らんとし鹽田は荒廢慘狀の極に達するに及んだ。こゝに於て有志者は政府より資金を借入し鹽田復興に努め、その返済後はそれより得たる利殖を更に製鹽資本とし鹽業獎勵財團を創設し、或は又鹽業組合を組織する等専ら製鹽の

發展に努力し來りその成績の見るべきものがあつた。

然るに明治三十八年、鹽は政府の專賣となり現在に至るまで明治四十三年と昭和四年の二回の鹽田整理が行はれ漸次製鹽地域は縮小され今は全く半島先端地域の而も外浦にその昔の製鹽景觀の名残を止めるに至つた。即ち產業島、文化景島として存在するもので、之も發生的、膨脹的の、若々しいものではなく、特に死滅せんとしてゐる遺物的、退歩的產業島文化景島としての存在である(第七圖)。特別な整理がなくて

第七圖 鹽田の縮小過程 能登鹽田

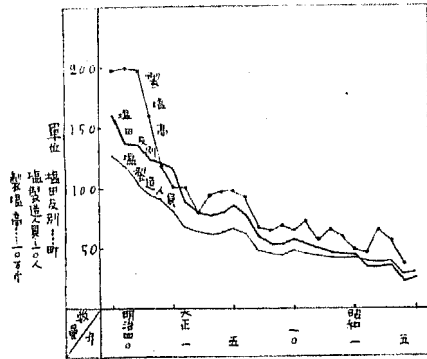


も鹽田は一路漸減を辿つてゐることは第八圖に

よつて明かである。とにかく専賣局が新にこゝに鹽田をつくらない方針であるからその反別が増加すると云ふことは決してない。之に對して

第八圖

能登鹽田の年別實蹟表



種々なる原因で景觀置換即ち鹽田が耕作地化、宅地化するが如き鹽田の自由廢止の機會が存するわけであるからその反別は減少する一方で一旦廢止せられたものは鹽田として再び利用する

ことは許されないものである。廢止でなしに鹽田をそのまゝにして事業を休止する場合がある。その場合は後に再び製鹽に利用し得ることは云ふまでもない。その様な休止鹽田の再利用されるものの多い時は大正五年、大正十年、昭和四年、昭和六年のやうに鹽田反別は稍増加となつてゐる。第八圖の鹽田反別は嚴密に云へば採鹽地反別の意である。

大正七年に製鹽高が急減してゐるのは世界大戰末期の經濟好況時代で轉業者の多かつたためと關西方面への出鹽者の激増で製鹽休止者の多かつたがためである。第八圖でもわかるやうに鹽田反別が減少しても天候その他に依つて製鹽高が却つて増加する場合はあり得る。

鹽田が縮小し製鹽高が漸次減少するに隨つてその消費圏も亦次第に縮小せられるに至つた。以前は能登一圓は勿論、加賀方面、特に漁獲物鹽藏に良好との評があつて越中の氷見、伏木、魚津、滑川方面へ多量に移出されたさうである。

又、糸魚川等から越後鹽として信州へも移出された。併しその消費圈の縮小過程の精細な數量的なことは明かでない。

七、鹽田整理の經濟的影響と景觀變化

鹽田整理は直接間接本地域の經濟界に至大なる影響を與へた。製鹽業者は失業者となつた。

他職業を兼業してゐたものも製鹽に依る收入は缺除した。轉業の途はさう開かれてゐるものではない。又製鹽の行はれてゐた時分は山林所有者は製鹽に要する燃料を供給して多大の利益を得た。燃料を得るのに製鹽業者は互に競争的であつた。海岸より二里近くの山奥までも燃料を得んとして赴いた。燃料は松の割木なども用ゐなければ主として安價な雜木の枝、松の落葉枯芝草が利用された。之等の燃料の運搬のみを專業とする者さへ多數ゐた。山林所有者はそれ自身勞力を費さずして山の掃除が出来たばかりでなく甚大なる收穫があつた。然るに鹽田が廢止されてからはその地域に於ては之等燃料運搬

業者、山林所有者は全くその收入の途を閉されるに至つたのである。山林所有者は金を出して雇はなければ山の手入が出来ない状態となり、隨つて山林は荒れるに至つた。

能登鹽田に於ける鹽釜は殆ど總べて鳳至郡中居の二戸の鑄物師より購入した。その先祖は堺より來たものと云はれる。藩政時代には前田氏より援助を得てゐた。鹽田整理の影響はこゝにも波及した。釜需要の減少は釜鑄造業の經濟的均衡を破り釜鑄造を廢止するの已むを得ざるに至らしめた。併しながら地利的隋性は寺院の釣鐘鑄造としてその餘命をつながせた。けれどもそれも二十三年の間を保つに過ぎなかつた。又鍋や飯釜を鑄造して販賣した。多く鑄造して附近居住民に貸すことも行はれた。貸賃として米をとつた。之も大正三年近くまで續いたのであるがそれ以後は全くこの鹽釜製造の餘勢も絶滅してしまつたのである。

然らば廢止された從來の鹽田は如何利用せら

れてゐるかと言へば畑地化がその主要なるもので、飯田灣の北岸及び西岸にはその連續的な耕作景が展開されてゐるのを見る。外浦海岸では水田化してゐるのが相當ある。併し水田化、畑地化には土壤改良が必要である。鹽田の基盤が粘土を以て固めたものであり而も鹽分を含んでゐるためそのまゝでは到底利用不可能である。故に一時草地化した後、砂を加へたり堆肥を入れたりする等種々土壤の改良が行はれた。而も尙耕地化不可能の地が多い。土壤の根本的大々の改良を施すでなければ到底耕地として利用出來ないところはそれに莫大なる經費を要する等のために荒廢地として放任せられてゐる。宅地化する所もあるが之は面積から云へば問題とすべき程ではない。

舊鹽田の利用の今一つの事柄は鯔粕の製造で飯田灣岸の耕地化せる舊鹽田の海岸に近い端に煙突を持つた鯔粕製造場が一行に立並んでゐるその景觀には誠に地理的興味を覺えずにはゐら

れない。而して鯔粕製造に用ゐる大釜は以前の鹽釜をそのまゝ利用したものが頗る多く、且舊鹽田の一部は鯔粕の乾燥場として利用せられてゐるのである。

之等の事實は文化營力に依つて一つの地域に於ける時の流と共に生ずる文化景變化の好實例を示すものではあるけれども、新にこの舊鹽田景に代つて生じた耕作景その他はそれ自身活力を有してゐて鹽田景を驅逐したものではない。即ち眞の景觀鬭争(?)が行はれて勝利を占めたのではなく、去つた後を追うたやうなもので、鹽田景自身は他の理由により退歩的運命にあるのである。そこに本地域の特異性が存するわけである。而して鹽田景が一度自然景に復歸し、その一部が更に他の文化景たる耕作景その他によつて置換されたのであつて、短期とは云へ自然景展開の間隙があり、今尙舊鹽田の荒廢地化せるその自然景復歸の状態を多く見受けることは海岸段丘に比較されるところの文化景階段の

形成とも考へられるのである。

ともかくもかくの如き景觀變化舊鹽田の利用はあるにしても本地域に於ける生産力が減少し收入源が減つたことは事實である。その補充の方策として出稼に途を求め出稼を刺激した。而し近年の財界不況は出稼先に於ける勞力需要を減少せしめたため出稼者數も漸減的傾向にある。そこに本地域居住民の生活苦惱がある。職業紹介所や方面委員會が設立されて出稼先の開拓、紹介斡旋に猛運動が開始せられてゐるのである。

八、結 言

以上大體能登鹽田についてその概略を述べた次第であるが、それに依つて判る如く能登鹽田の地理的基礎は決して良好とは云ひ得なく封建藩政時代に保護獎勵せられたものが惰性として續けられて來たのと交通状態が西國鹽の市場獨占に對して抵抗力を持せしめてゐたもので、若し現在のやうな交通運輸の進歩した時代に於

て製鹽を民間の自由競争に任せて置くならば大規模な近代的製鹽法に依る西國鹽には到底及び得ないであらう。如何に能登鹽が居住民の嗜好に適し漁獲物鹽藏に好適とは云へ價格の大なる相違の前には敵すべくもない。現在政府の能登鹽販賣價格は全國の鹽價格統一の關係上その生産費より遙かに低下せざるを得ない状態で政府に於ては甚しい缺損となつてゐるもので政府が不良鹽田として整理を行つたことも寧ろ當然なのである。而して尙現今の地に殘存させてある理由は政府がこの地域が耕地として極微小しか持たなく何等製鹽業者の轉業の途を開き得る見込もなく鹽田廢止の曉にはそれ等製鹽業廢止者の生活の困窮の極めて大ならんことを考慮に入れたがためである。つまり社會政策的意義を多分に持つてゐるのである。勿論そこには地方民の熱烈な政府への嘆願猛運動があつた。

現今の製鹽地域は行政區劃から云へば珠洲郡サカイ西海村、鳳至郡町野村の二村に屬するが、珠洲郡

西海村はその大部分を占むるのである。この西海村即ち半島先端地域の外浦區は之を半島南岸の内浦區（飯田灣沿岸區）に比べれば文化の相違、交通の利便、開拓の遲速等全く表裏の關係がある。そこには荷車、荷馬車は殆どなく自轉車の數も云ふに足らない。飯田灣沿岸區に發達せる自動車交通も勿論そこには見ることも出来ない。牛背が唯一の運輸機關である。電燈の如きものさへもなく能登唯一のランプ村である。本地域製鹽の遺物的殘存の特性が左表に依つても明かとなるであらう。

第六表 （昭和三年ノ西海村ノミノ調査ニ依ル）

鹽田及燃料林を有する業者	三五戸
鹽田のみを所有する業者	二〇
鹽田、燃料林何れも所有せざる業者	二〇九
稻田を所有せざる業者	一〇三戸
稻田一反歩以上所有する業者	九九
稻田一反歩未満所有の業者	六二

能登鹽田の地理學的考察

業者自身の釜屋 借用の釜屋	一〇四棟 一七七
業者自身の鹽釜 借用の鹽釜	一〇七枚 二〇九
水田化可能の鹽田 畑地化可能の鹽田 耕地化不可能の鹽田	六・五〇町 六・四五 九・八七

耕地化可能の普通の鹽田を田に開墾する場合の一步當の費用は一圓、畑化の場合〇・三圓

以上粗稿を草するにあたつて多大の助言御指教を賜はつた四高の望月先生に對して深く感謝する次第で、又快く資料を提供下さつた金澤地方專賣局飯田出張所、同大谷派出所、各地の元賣捌人、製鹽業者に對しても厚くこゝに謝意を表する。が何分調査の不行届な上に筆者の淺學なため考察の不十分な點のまぬがれないのをお詫びして置く。

参考文献

- 1 望月勝海 能登平床貝層と珠洲岬附近の第三紀層

地質學雜誌第三十九卷

- 2 石川縣珠洲郡誌 大正十二年
- 3 田中啓爾 信州に於ける鐵道開通前の鹽の移入路に就いて 地理教育第十二卷
- 4 珠洲郡西海村産業誌 昭和三年

- 5 專賣局 鹽業實踐諸統計
- 6 辻村太郎 文化景觀の形態學 地理學評論第六卷
- 7 田中啓爾 本州島内陸部に於ける鐵道開通前の鹽の移入路について 地學雜誌四十三

山形地方道・街路の發達に就いて

白田 金兵二

山形城下の盛衰と交通

仙臺藩と東西に相對して五十七萬石の都城として最上義光よしあきが慶長年間に築造した山形城市は膨大であつた。

現に三十二聯隊營所に充てられある處は當時の本一の丸で三の丸内即ち今の香澄町かすみ（二の丸の六倍大）は主に家中上屋敷の所在であつたが、最上氏は僅かに三代にて去り、其後瀕りに相次ぐ小藩の交代で市坊は漸次衰微し、三の丸内西部住區は遂に消滅して田園化し、街路も昔日の

面影を持するのは城地の南東北側即ち上町、五日町、入日町、三日町、十日町、横町、七日町旅籠町、六日町、四日町、宮町等の本通筋其他數條の縦街路が大城下時代よりの町民街として残る狀況であつた。

こゝに於いて山形商人は奮起して發展に努め中には單に山形盆地のみに踰踏せず、當時水路開拓の最上川から日本海を経て敦賀への舟運で京阪地方に山形名産の紅花等を賣り、又山形より人馬で山道を越えて奥羽の各地に物資を鬻ぐ